

証券コード 2204
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿三丁目26番13号

株式会社 **中 村 屋**

代表取締役社長 鈴木 達也

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階コスモスホール
3. 会議の目的事項
報告事項 第99期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎紙資源の削減のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、ご出席を見合すことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。また、ご出席の際はマスクの着用等、予防対策を取っていただきご来場くださいますようお願いいたします。
 - ◎新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、接触リスクを減らすため、お土産、お茶菓子のご用意を中止させていただきます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamuraya.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 事業の状況

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米中貿易摩擦による世界経済の減速に対する警戒感の高まりや消費税増税後の消費マインドの落ち込み、さらには今年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念が国内消費だけでなく世界経済にも影響を及ぼすなど不安定な要素も多く、先行きが不透明な状況が続きました。

菓子・食品業界におきましては、個人消費は持ち直しの動きがあるものの、節約志向は依然として続いており、さらに、人件費や物流費、原材料価格の高騰などの様々なコストアップ要因が企業収益を圧迫する厳しい環境となりました。

このような環境のもと、当社は2019年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「中期経営計画2021」を策定し、中期基本方針に「売上高の拡大と生産性向上・効率化推進による収益力の強化」を掲げ、経営基盤の整備と強化ならびに収益の拡大に取り組みました。

具体的には、当社の主力商品である中華まんにおいて、高付加価値商品の開発や新たな販路の開拓を進めました。また、一昨年に竣工した武蔵工場を中心に、生産機能の効率化を推進しました。菓子分野では、新規ブランド店舗の展開策として、集客が見込める主要ターミナル内に数多くの催事出店を行い、売上高の拡大を図りました。食品分野では、消費トレンドに合致した新商品を市場へ投入するほか、他社と商品を共同開発するなど新たな取組みにチャレンジしました。さらに、全社的な業務コストの削減に努めるほか、昨年10月に開示した東京事業所（本社機能を有する）の移転に向けて、働き方改革を一層推進すべく制度の見直しにも取り組みました。また、昨年11月よりSNSの公式サイトへの運営にも取り組み、積極的な情報発信を展開しました。

しかしながら、温暖化などの気候変動リスクや当社の主要取引先である小売・流通業を取り巻く市場環境の変化、さらには持続可能な社会に対する関心の高まりなど、環境変化に十分な対応が図れなかったことから、当事業年度における売上高は、36,121百万円 前年同期に対し2,623百万円、6.8%の減収となりました。

利益面につきましては、売上高の減収とそれに伴う生産ラインの稼働率低下から売上総利益が大きく減益となり、人件費・経費のコスト削減はあったものの、営業損失は1,393百万円（前年同期は営業利益109百万円）、経常損失は1,226百万円（前年同期は経常利益264百万円）、当期純利益は、204百万円と固定資産売却益等で利益を計上しましたが、前年同期に対し565百万円、73.4%の減益となりました。

売上高	36,121百万円	(前期比	2,623百万円減	6.8%減)
営業損失 (△)	△1,393百万円	(前期比	1,502百万円減	－%)
経常損失 (△)	△1,226百万円	(前期比	1,491百万円減	－%)
当期純利益	204百万円	(前期比	565百万円減	73.4%減)

以下、事業別状況をご報告申し上げます。

(菓子事業)

菓子事業におきましては、新・改良商品の発売や新規ブランドの展開に取り組みました。併せて不採算商品の絞込みを実施し、収益の改善を進めました。

贈答菓子類では、発売30周年となる「うすあわせ」の品質改良を実施しました。また、「月餅」「自慢詰合せ」の品質・パッケージの改良に取り組みました。このほか、フードプリンターでメッセージやイラストを施した「あんまかろん」や新商品「月の菓」を発売し、商品力の強化を図りました。夏のデザート類では、詰合せ内容の充実を図るほか、生の水ようかんの風味を追求した新商品「本涼味」を発売しました。

自家用菓子類では、「かりんとう」発売100周年、「うにあられ」発売50周年に合わせ、袋菓子類のパッケージを一新しました。また、量販店販路における拡販に向けて、量販店向けの「月餅」や、もちもちとした食感の生地で餡を包んだ「もっちりあずき」を発売するほか、「カステラ」の品質改良に取り組みました。

中華まん類では、当社の最高峰の中華まんに位置づけている肉まん「天成肉饅」の改良を行いました。量販店販路では、定番品の「肉まん」の中身の旨味の向上や「あんまん」の餡のごま風味を強める改良を行いました。コンビニエンスストア販路では、基幹商品の「肉まん」「あんまん」「ピザまん」「豚まん」を改良するとともに、豚肉とコクのあるチーズを組み合わせた「3種のチーズ肉まん」のほか、「たっぷり☆懐かしのカレーまん」や「のびーる♪もちチーズまん」を新発売しました。

新宿中村屋ビル地下1階「スイーツ&デリカBonna」では、レトルトカレーの品揃えを増やし、カレーの販売を強化しました。また、空港、駅ナカで展開している土産菓子やカジュアルギフトを取り揃え、商品の充実を図るほか、店内で職人が作るエッグタルトや手焼きどらやきなどを販売しました。

店舗展開では、黒糖菓子専門店「くろ^{いち}や」のリブランディングを実施し、店舗、パッケージのデザイン変更と併せて新商品の発売および既存商品の改良を行いました。また、キャラメルスイーツ専門店「CARAMELMONDAY」を、東京駅など主要ターミナルおよび商業施設に催事出店しました。

以上のような営業施策を展開しましたが、夏の商戦期にあたる7月の日照不足や8月の猛暑および大型台風による被害の影響を受け、菓子事業の売上が伸びなかったこと、また暖冬による中華まん類への影響が大きかったことから売上が目標を下回り、菓子事業全体の売上高は大幅な減収となりました。

(食品事業)

食品事業におきましては、次の通り事業拡大に向けた活動を展開しました。

市販食品事業では、美味しさの追求と市場ニーズへの対応を軸に主力のレトルトカレーシリーズと中華シリーズの強化を図り、電子レンジ調理に対応した「東京洋食 熟成欧風ビーフカレー」や1人前の容量の「レンジで作る 麻婆豆腐」を新発売しました。また、好調の「食べる麻辣油」に続く新商品「食べるスパイスラー油」やシビ辛ブームに対応した「本格麻辣 花椒カレー」などを発売しました。

業務用食品事業では、コンビニエンスストアにおける多様化する商品への対応を強化しました。また、ドーナツチェーン店とのコラボレーションをはじめ、伸張するカフェ・ファストフードなどの業態特性やニーズに応じたカレーソース類、スープ類、パスタソース類などを提供しました。

直営レストラン「オリーブハウス」では、春と秋にメニュー改訂を実施し、主力のスパゲティ、ハンバー

グの改良や品揃えの強化によりメニューの充実を図ることで、お客さま満足の向上と利用の機会創出に努めました。新宿中村屋ビル地下2階「レストラン&カフェManna」では、「ベンゴールカレー」(ビーフカレー)を新発売し、カレー群の充実を図りました。また、純印度式カレーの価格改定を4年半ぶりに実施し、これらの取組みにより客単価が向上しました。8階「カジュアルダイニングGranna」では、季節ごとにコースメニューを変更するほか、日本各地のワイナリーの魅力を伝える「ワイン賞味会」などを定期的に開催しました。

以上のような営業活動を行った結果、食品事業全体の売上高は増収となりました。

(不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業におきましては、商業ビル「新宿中村屋ビル」において、快適で賑わいのある商業空間を提供することで満室稼働を維持しました。

以上の結果、売上高は前年並みとなりました。

事業区分別売上高

事業区分	第 98 期 (2019年 3 月期)	第 99 期 (当期) (2020年 3 月期)	前期比増減	前 期 比
菓 子 事 業	29,477 ^{百万円}	26,695 ^{百万円}	△2,782 ^{百万円}	△9.4%
食 品 事 業	8,726	8,885	159	1.8
不 動 産 賃 貸 事 業	541	541	－	－
合 計	38,744	36,121	△2,623	△6.8

イ. 設備投資の状況

当期中における設備投資は、次のとおりであります。

- (ア) 当期中に完成した主要設備
生産能力に重要な影響を及ぼす設備投資はありません。
- (イ) 当期継続中の主要設備の新設、拡充
該当事項はありません。
- (ウ) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

ウ. 資金調達の状況

当期の所要資金は、すべて自己資金によって充当し、外部からの資金調達は行っておりません。

エ. 対処すべき課題

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、国内経済にも極めて深刻な影響を及ぼしております。事態の長期化が見込まれる中、当社では当面の対策として、外出自粛要請に伴う中食、巣ごもり消費の需要拡大に応じ、市販レトルト商品の増産体制整備による供給の安定化、通信販売ビジネスの強化・拡充などを行い、業績への影響を最小限に抑えるべく緊急対応を図っております。ただし、今後の先行きはいまだ不透明であり、感染拡大が収束に向かったとしても消費マインドは引き続き停滞する懸念があること、また、企業収益面での不安要素も数多く見受けられることから、企業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くものと予測されます。

このような環境においても、当社が収益を回復させ、持続的に成長していくには、「中期経営計画2021」で掲げた重点課題「事業モデルの変革」と「強い経営基盤の構築」に重点的・徹底的に取り組み、その実現を果たすことが不可欠であります。課題である食の安全・安心への取組みに加え、多様化するライフスタイルに応じた新製品・新用途の開発による需要の掘り起こしや、技術開発・制度の整備など効率化・省人化への対応、さらには持続可能な社会の実現に向けた取組みや地球温暖化による気候変動リスクへの対応などにも早急に取り組んでまいります。

具体的には、当社の基幹商品である中華まんビジネスにおいて、売上高の拡大に向けた商品開発と販路開拓を推進します。併せて、包装形態や賞味期限の見直しなど食品ロス低減に向けた施策に着手し、様々なリスクに対応していきます。一方で、中華まん製造で培われた技術力を活用した商品開発に取り組み、ニーズに応じた新たな「食」を提案することで、差別的優位性の創出を目指します。菓子・食品分野においては、伸長販路への積極的な展開を図ることで、需要の拡大と売上高の確保に努めます。同時に、商品の絞込みや生産機能の再編による生産ラインの最適化・効率化を推進し、収益基盤の強化を急ぎます。また、東京事業所の移転を契機に、従業員の意識や仕事のやり方、仕組みの改革に取り組み、成果までのスピードを速めていきます。さらに、SNSを活用した情報発信や「中華まんミュージアム」「中村屋サロン美術館」を通じて、中村屋の魅力を発信していきます。

以上の取組みを、全社をあげて実行し、早期に業績の安定化を図ることで、経営理念である「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」企業であり続けることを目指します。

株主の皆様におかれましても、引き続きご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 96 期 (2017年 3 月期)	第 97 期 (2018年 3 月期)	第 98 期 (2019年 3 月期)	第99期 (当期) (2020年 3 月期)
売 上 高	41,082 ^{百万円}	40,328	38,744	36,121
経常利益 (△損失)	1,570 ^{百万円}	901	264	△1,226
当 期 純 利 益	3,806 ^{百万円}	682	769	204
1 株当たり当期純利益	642.08 ^円	114.68	128.96	34.27
純 資 産 額	27,093 ^{百万円}	27,208	27,308	26,222
1 株当たり純資産額	4,567.20 ^円	4,563.44	4,580.61	4,398.62
総 資 産 額	42,783 ^{百万円}	42,886	46,275	43,556

- (注) 1. 第96期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、2016年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算定しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第98期の期首から適用しており、第97期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

ア. 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

イ. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 主要な事業内容

事業区分 (当期売上高構成比)	主要な商品・事業内容
菓子事業 (73.9%)	中華まん、和焼菓子、米菓、パックデザート（水ようかん、ゼリー等）、パン類、その他和菓子、その他洋菓子
食品事業 (24.6%)	市販食品（レトルトカレー、中華ソース等）、業務用食材（カレー、パスタソース等）、南欧風料理店、洋食店
不動産賃貸事業 (1.5%)	商業ビル賃貸

(5) 主要な営業所および工場等

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都新宿区	中央営業所	東京都渋谷区
東京事業所	東京都渋谷区	南営業所	神奈川県海老名市
研究開発室	神奈川県海老名市	北営業所	埼玉県北本市
神奈川工場	神奈川県海老名市	札幌営業所	北海道札幌市
食品工場	神奈川県海老名市	大阪営業所	兵庫県伊丹市
埼玉工場	埼玉県久喜市	福岡営業所	福岡県福岡市
つくば工場	茨城県牛久市		
武蔵工場	埼玉県入間市		

(6) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
菓子事業	528 ^名	△11 ^名
食品事業	111	△12
不動産賃貸事業	2	-
全社共通	120	△4
合計	761	△27

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均588名おります。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,300 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	1,700
株式会社りそな銀行	400
株式会社三井住友銀行	200

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,904,400株
(2) 発行済株式の総数 5,976,205株
(3) 株 主 数 9,794名 (前期末比172名増加)
(4) 大 株 主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村屋取引先持株会	641 ^{千株}	10.7 [%]
株式会社みずほ銀行	291	4.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	249	4.2
三井不動産株式会社	180	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	175	2.9
日本製粉株式会社	130	2.2
日東富士製粉株式会社	124	2.1
株式会社三菱UFJ銀行	115	1.9
豊通食料株式会社	110	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	103	1.7

(注) 持株比率は、自己株式 (14,862株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 達也	
取締役兼専務執行役員	佐良土 理文	生産部門担当
取締役兼執行役員	伊賀 義晃	F F 事業部門統括部長
取締役兼執行役員	鈴木 克司	経理・情報部門統括部長兼経営企画室統括室長
取締役兼執行役員	今井 浩	人事部門統括部長
取 締 役	中山 弘子	小田急電鉄株式会社取締役 (非常勤) 特別区人事委員会委員長 株式会社東急レクリエーション取締役 (非常勤)
取 締 役	山本 光介	
常 勤 監 査 役	本間 忠男	
常 勤 監 査 役	二本松 壽	
監 査 役	原 秋彦	弁護士 盟和産業株式会社取締役 (非常勤)
監 査 役	藤本 聡	芙蓉オートリース株式会社監査役 (非常勤) ファーストコーポレーション株式会社取締役 (非常勤) 安田倉庫株式会社監査役 (非常勤)

- (注) 1. 取締役中山弘子、山本光介の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役中山弘子氏は、新宿区長として透明性の高い区政を推進した経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 4. 取締役山本光介氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
 5. 監査役原 秋彦氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と経験およびそれに基づく幅広い知見を有するものであります。
 6. 監査役藤本 聡氏は、長年に亘る金融機関の役員としての経験から、財務・会計および経営に関する相当の見識を有するものであります。
 7. 当期中に新たに就任した取締役
 2019年6月27日付
 取締役兼執行役員 鈴木 克司
 取締役兼執行役員 今井 浩
 8. 当期中の地位の異動 () 内は従前
 2019年6月27日付
 取締役兼専務執行役員(取締役兼常務執行役員) 佐良土 理文
 9. 取締役中山弘子、山本光介の両氏および監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

< 参 考 > 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2020年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当または主な職業
執 行 役 員	小田川 聡	品質保証室統括室長
執 行 役 員	大野 正美	内部監査室長統括室長
執 行 役 員	鍵山 敏彦	業務改革室統括室長兼総務・法務、広報・CSR業務担当
執 行 役 員	島田 裕之	菓子・食品事業部門統括部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	7名	119,190千円	
監査役	4名	42,800千円	
合計	11名	161,990千円	(うち社外役員4名 19,240千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

(ア) 取締役中山弘子氏は小田急電鉄株式会社および株式会社東急レクリエーションの取締役、特別区人事委員会委員長を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(イ) 監査役原 秋彦氏は盟和産業株式会社の取締役を兼任しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

(ウ) 監査役藤本 聡氏はファーストコーポレーション株式会社の取締役、芙蓉オートリース株式会社および安田倉庫株式会社の監査役を兼任しておりますが、各兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

イ. 社外役員の主な活動状況

社外取締役 (非常勤)	中山 弘子	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (非常勤)	山本 光介	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	原 秋彦	当事業年度開催の取締役会14回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回すべて出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役 (非常勤)	藤本 聡	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち13回に出席し、専門的見地から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

ウ. 責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名および社外監査役2名との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Moore至誠監査法人

(注) 至誠清新監査法人は、2020年1月1日付でMoore至誠監査法人に名称を変更しております。

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

ア. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 33,000千円

イ. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区別できませんので、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底する。

イ. 「コンプライアンス・リスク管理組織規程」に基づき、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を構築する。

ウ. 各個別法に対応した規程・マニュアルを整備する。また、階層別にコンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。

エ. 内部通報制度として、「中村屋ヘルプライン規程」に基づき、ヘルプライン制度を運用し、それにより内部統制システムの強化を図る。

オ. 内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証する。

カ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制を構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する。

キ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、また、不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」および「情報セキュリティ管理規程」等諸規程に基づき、保管・管理する。また、取締役および監査役の職務執行にあたって閲覧が容易な状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 「危機管理基本規程」に基づき、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を図る。

イ. 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社を取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応できる体制を構築する。

ウ. 当社は、お客様に満足していただける価値ある商品をお届けするために品質監査体制において、AIB国際検査統合基準に基づいた食品安全管理システムを活用する。

エ. 不測の事態や危機の発生時に当社の事業の継続を図るため、事業継続計画を策定し、その運用を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 執行役員制度をより一層充実させ、事業部ごとの責任を明確化する。その上で経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

イ. 「稟議規程」に基づき、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置し、情報の共有化および意思決定の迅速化を図る。

ウ. 常勤取締役で構成する経営会議の中で重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役の職務を補助する組織を設置し、その構成員（「監査役スタッフ」と呼称する。）をもって監査役の職務を補助すべき使用人とする。

イ. 監査役スタッフの人事等については、監査役との事前協議を行う。

ウ. 監査役スタッフは、監査に関する取締役等の指揮命令を受けない。

(6) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役および使用人は、監査役スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 内部監査室が内部監査に関する状況を定期的に監査役に報告する体制を構築する。

イ. 取締役、執行役員、内部監査人は会社に重要な損失を及ぼす恐れのある事象の発生、または違法・不正

行為を発見したときは監査役に報告する。

ウ. 当社の内部通報制度の運用により、法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、監査役への適切な報告体制を確保する。

エ. 当社の内部通報制度の運用により、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査役への通報を希望する場合は監査役に報告する。

なお、当該通報者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会等に出席するとともに、必要に応じ担当役員にその説明を求めることができる。

イ. 監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築する。

ウ. 代表取締役社長は監査役および会計監査人と定期的な意見交換を行う。

エ. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合、その費用等が監査役の職務の執行で生じたものでないことを証明できる場合を除き、担当部署においてこれを処理する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織であるコンプライアンス・リスク管理担当者委員会を年7回、コンプライアンス・リスク管理委員会を年4回実施し、規程の策定・運用状況の確認等を行うとともに、「中村屋行動規範」や内部通報制度の理解度等の調査・確認を行いました。また、階層を指定し、年1回コンプライアンスに関するe-ラーニング研修を実施することで、コンプライアンスに関する意識の向上に努めております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく有効かつ適切な内部統制を構築し、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、その運用状況の有効性を評価しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、株主総会議事録および計算書類等については、法令に則り、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、総務・法務部にて保管・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス・リスク管理担当者委員会において、リスク環境の変化に対応するため、「危機管理基本規程」に基づくリスクアンケートを実施し、重度のリスクの選定と対応すべきリスクの優先順位づけを行うとともに、事業継続計画について継続的な見直しを行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役2名を含む7名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は14回開催し、重要案件の決定や業績報告が行われております。常勤取締役で構成する経営会議は7回開催し、重要案件を審議しております。執行役員会は原則週1回開催し、業務執行課題等を審議・報告するとともに、情報の共有化を図っております。

(5) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役へは、決算報告およびコンプライアンス・リスク管理担当者委員会等の内容について、定期的に担当役員および担当者より報告を行うとともに、監査役は、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、必要に応じ、担当役員に説明を求めています。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社の株式に対する大規模な買付行為や買付提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、前記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

ア. 中期経営計画に基づく取組み

当社は、厳しい環境においても将来に向けて持続的に成長するため、2019年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「中期経営計画2021」を策定しました。経営理念「新たな価値を創造し、健康で豊かな生活の実現に貢献する」の具現化に向けて、中期基本方針に「売上高の拡大と生産性向上・効率化推進による収益力の強化」を掲げ、環境変化に的確・迅速に対応できる強固な体制づくりを進めます。そして、その土台となる会社の変革について、昨年度に引き続き『『Change』～私が変わる、会社を変える、変え続ける～』を行動指針に掲げ、徹底的に取り組みます。

具体的には、既存事業のさらなる深耕と今後の成長が見込まれる新規分野の開拓に尽力し、新たなビジネスの創出を推進することで収益の拡大を目指します。また、一昨年7月に竣工した武蔵工場の機能を最大限に活用し、差別的優位性のある中華まんを供給することで、中華まんビジネスの競争力強化に取り組みます。同時に、中華まんをはじめとする生産機能の再編による生産ライン稼働率の全体最適化を図ることで、生産供給体制の効率化を推進します。併せて、全社横断的な組織を編成し、事業の連携を強化することで戦略実行の迅速化に努めます。さらに、人材の育成や技術の承継を通じ、製品企画開発力・技術力の強化を継続的に進めていきます。そして、意識改革・制度改革により、従業員と企業がともに成長・挑戦する企業風土を醸成していきます。

以上の取組みを全社一丸となり実行することで、今後の持続的成長を可能とする揺るぎない経営基盤を構築し、企業としての社会的責任を果たすとともに、「おいしさ」の提供を通じて、お客様と働く人を幸せにする企業を目指します。

イ. コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

(ア) コーポレートガバナンスに関する基本的考え方

当社では、コーポレートガバナンス体制として、監査役会設置会社制度を採用し、経営の監査機能を果たしております。また、2016年6月より社外取締役を2名体制とし、取締役会の助言・監督機能の強化を図っております。

取締役会では、経営戦略および重要な業務執行に関する決定を行うとともに、代表取締役社長ならびに常勤取締役の業務執行に関する監督を行っております。また、迅速かつ適正な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入し、権限委譲による業務執行機能のスピードアップと情報の共有化を図るため、執行役員会を設置しております。さらに、常勤取締役で構成する経営会議を開催し、経営の重要案件について審議しております。

当社は、このような業務執行機能の強化と経営監視機能の充実を図り、株主をはじめとして、顧客、取引先、従業員、地域社会等ステークホルダーに対する責任を踏まえ、企業として持続的成長と企業価値の向上を目指すために、コーポレートガバナンスの基本的な考えであります「透明性のある経営」「適法・公正な経営」および「効率的な経営」の実現に努めております。

(イ) 内部統制システムの整備に向けた取組み

非連結会社に移行したことに伴い、当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の改定を決議しました。整備状況の具体的内容につきましては、職務の執行が適正に行われるために、コンプライアンスに重点を置いた「中村屋行動規範」を制定し、全役職員に周知徹底しております。また、適法・公正な経営を行うことを目的としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、各個別法に対応した規程・マニュアルを整備するとともに、階層別にコンプライアンス研修を継続的に実施しております。さらに、内部通報制度として「ヘルプライン制度」を運用し、内部統制システムの強化を図っております。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築し、その運用状況の有効性を評価し、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告しております。また、内部監査室を設置し、コンプライアンスへの適合性を検証しております。さらに、監査役と会計監査人および内部監査人が意見交換し、連携した監査体制を構築しております。

以上、当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく役員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、前記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年5月24日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することを決議し、2017年6月29日開催の当社第96回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の受領完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、当社取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、原則として対抗措置は講じません。他方、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社「定款」が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗することがあります。

(4) 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入しております。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同

の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。
また、比率等は表示桁未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,741,978	流動負債	9,726,584
現金及び預金	1,816,431	買掛金	1,246,606
売掛金	3,648,907	短期借入金	5,800,000
仕掛金	1,298,072	未払金	478,261
半製品	12,043	未払費用	1,055,218
仕材	46,140	未払法人税等	443,328
原料	1,030,877	未払事業税	72,290
貯蔵品	227,885	未払消費税	17,707
前払費用	151	未払引当金	36,919
前受収益	155,511	賞与引当金	39,831
未収金	66,402	固定負債	536,422
未払金	432,378	繰上り入金	7,638
貸倒引当金	7,638	繰延税金負債	667,595
	△458	退職給付引当金	2,511,207
固定資産	34,813,577	繰延税金負債	3,884,804
有形固定資産	29,865,254	資産除去損	32,924
建物	9,297,934	役員退職慰労未払金	500,207
構築物	671,275		10,551
機械及び装置	3,863,685	負債合計	17,333,872
車両運搬具	795	純資産の部	
工具器具及び備品	379,849	株主資本	25,425,758
土地	13,201,674	資本金	7,469,402
リース資産	2,446,029	資本剰余金	8,170,223
建設仮勘定	4,013	資本準備金	6,481,558
無形固定資産	246,004	その他資本剰余金	1,688,664
ソフトウェア	57,956	利益剰余金	9,849,973
電話加入権	23,209	その他利益剰余金	9,849,973
公共施設利用権	164,329	固定資産圧縮積立金	3,489,479
水道施設利用権	509	別途積立金	5,204,932
投資その他の資産	4,702,319	繰越利益剰余金	1,155,562
投資有価証券	4,147,017	自己株式	△63,839
関係会社株	131,021	評価・換算差額等	795,924
長期未収入金	2,111	その他有価証券評価差額金	795,924
長期前払費用	3,711		
その他	420,090	純資産合計	26,221,682
貸倒引当金	△1,631	負債及び純資産合計	43,555,555
資産合計	43,555,555		

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,120,900
売 上 原 価		22,992,990
売 上 総 利 益		13,127,910
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,520,866
営 業 損 失 (△)		△1,392,955
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	211	
受 取 配 当 金	145,497	
受 取 保 険 金	20,605	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3,200	
雑 収 入	31,719	201,233
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29,578	
為 替 差 損	180	
雑 損 失	4,737	34,495
経 常 損 失 (△)		△1,226,218
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,338,744	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	248,863	
補 助 金 収 入	73,121	1,660,728
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,859	
減 損 損 失	93,941	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,067	99,866
税 引 前 当 期 純 利 益		334,644
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	229,597	
法 人 税 等 調 整 額	△99,251	130,345
当 期 純 利 益		204,299

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金					
2019年4月1日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	10,152,413	△62,594	25,729,444	1,578,466	27,307,910	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当					△506,739		△506,739		△506,739	
当 期 純 利 益					204,299		204,299		204,299	
固定資産圧縮積立金の取崩					-		-		-	
自己株式の取得						△1,245	△1,245		△1,245	
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額								△782,542	△782,542	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△302,440	△1,245	△303,685	△782,542	△1,086,228	
2020年3月31日残高	7,469,402	6,481,558	1,688,664	8,170,223	9,849,973	△63,839	25,425,758	795,924	26,221,682	

(注) その他利益剰余金の内訳

	その他利益剰余金			
	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
2019年4月1日残高	3,563,636	5,204,932	1,383,845	10,152,413
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△506,739	△506,739
当 期 純 利 益			204,299	204,299
固定資産圧縮積立金の取崩	△74,157		74,157	-
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△74,157	-	△228,283	△302,440
2020年3月31日残高	3,489,479	5,204,932	1,155,562	9,849,973

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- | | |
|---|--|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの

時価のないもの | 移動平均法による原価法を採用しております。

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 | 移動平均法による原価法を採用しております。
総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。 |
| (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産

リース資産

長期前払費用 | 定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。
均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| (4) 引当金の計上基準
貸倒引当金

賞与引当金

退職給付引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によっているほか、貸倒懸念債権及び破産更生債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
(退職給付見込額の期間帰属方法)
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
(数理計算上の差異の費用処理方法)
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員平均残存勤務期間以内の一定年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。 |
| (5) 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |

2. 会計上の見積りの変更

当事業年度において、生産ライン再編計画の策定に伴い、一部工場の利用期間の短くなった機械等の固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が251,659千円増加したため、営業損失及び経常損失がそれぞれ251,659千円増加し、税引前当期純利益が251,659千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 21,232,563千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社は、次の資産グループについて減損損失を計上しております。

事業区分	種 類	金 額
菓 子 事 業	建 物	21,431千円
	機 械 及 び 装 置	65,649千円
	計	87,079千円
食 品 事 業	機 械 及 び 装 置	6,861千円
	計	6,861千円
合 計		93,941千円

当社資産のグルーピングは、事業区分を基本とし、飲食店舗については各店舗を、遊休資産については個々の資産をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としております。

上記の資産グループについては、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスであること等から、使用価値をゼロとし、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,976,205株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 14,862株

(3) 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	506,739	85.00	2019年3月31日	2019年6月28日

イ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	506,714	85.00	2020年3月31日	2020年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金限度超過額	164,252千円
退職給付引当金限度超過額	1,354,120
一括償却資産限度超過額	19,868
未払事業税	21,882
その他有価証券評価差額金	53,448
減損損失	128,001
投資有価証券評価損	32,763
資産除去債務	10,081
その他	423,768
繰延税金資産小計	<u>2,208,184</u>
評価性引当額	<u>△176,429</u>
繰延税金資産合計	2,031,755
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,540,041
その他有価証券評価差額金	△399,628
固定資産評価替差額金	△2,429,860
その他	△173,432
繰延税金負債合計	<u>△4,542,962</u>
繰延税金資産の純額	<u>△2,511,207</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画や季節の変動に対応するため、主に銀行借入により必要な資金を調達しております。一時的な余資については、規程に則り安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブについては、当期取引はありませんが、投機的な取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクがあります。投資有価証券は、格付けの高い債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である買掛金等は、ほとんどが月末締め翌月末支払であります。借入金及びファイナンス・リース取引に関するリース債務は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であり、このうち一部については、変動金利であるため金利の変動リスクがあります。

ウ. 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権については、各営業部署が主な取引先の状況を定期的に調査するとともに、常時営業活動を通じ情報の収集に努め、各取引先ごとの期日及び残高を確認し、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。余資として運用している債券等は、有価証券管理規程に従い、格付けの高い商品のみを対象としており、信用リスクは僅少であります。

当決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクがある金融資産の貸借対照表計上額により表わされております。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社における輸入原材料等の支払は、商社への円建てによる決済を行っております。

投資有価証券については、定期的の時価や発行体(取引先企業)の財務状態等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払ができなくなるリスク)の管理

当社は、予算(売上計画、設備投資計画等)に基づき、適時に資金繰り計画表を作成・更新するとともに、余資運用の償還期日管理、流動比率等を勘案することにより、流動性リスクを管理しております。

エ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要素を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

オ. 信用リスクの集中

当決算日現在における営業債権のうち、32.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,816,431	1,816,431	－
(2) 売掛金	3,648,907		
貸倒引当金 (※)	△434		
	3,648,472	3,648,472	－
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	4,098,824	4,098,824	－
資産計	9,563,727	9,563,727	－
(1) 買掛金	1,246,606	1,246,606	－
(2) 短期借入金	5,800,000	5,800,000	－
(3) リース債務	1,145,857	1,117,641	△28,216
(4) 未払金	1,055,218	1,055,218	－
負債計	9,247,682	9,219,465	△28,216

(※) 売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は主として取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2)短期借入金、(4)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、長期のリース債務については、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等 (※1)	179,214
保証金 (※2)	500,207

(※1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。

(※2) 市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	1,816,431	—	—	—
売掛金	3,648,907	—	—	—
合計	5,465,338	—	—	—

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	1,100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	4,700,000	—	—	—	—	—
リース債務	478,261	98,978	98,748	77,700	57,041	335,129
合計	6,278,261	98,978	98,748	77,700	57,041	335,129

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社が不動産賃貸借契約を締結している店舗施設の原状回復義務

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃借建物の法定耐用年数(主に50年)と見積もり、割引率は30年国債の利回りを使用して算定しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	36,201千円
時の経過による調整額	628千円
資産除去債務の履行による減少額	△3,905千円
期末残高	32,924千円

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都において商業ビル(土地を含む)を有しております。商業ビルの一部については、自社の店舗として使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2020年3月期における賃貸等として使用される部分を含む不動産に関する賃貸損益は199,937千円であり、賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。なお、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産のうち、当社が使用している部分の賃貸収益は計上されておらず、当該不動産に関わる費用も含まれておりません。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度期末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	10,143,249千円	△98,612千円	10,044,637千円	14,000,000千円

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

時価は、不動産鑑定士が算定した金額であります。

10. 持分法損益等に関する注記

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,398円62銭
1株当たり当期純利益金額	34円27銭

12. 記載金額は千円未満を四捨五入で表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 中 村 屋
取 締 役 会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 高 砂 晋 平 ㊞
業務執行社員代表社員 公認会計士 佐 藤 豊 毅 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村屋の2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定めた監査実施計画を決議し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会、執行役員会、コンプライアンス・リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びMoore至誠監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 三 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - 四 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人Moore至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社中村屋	監査役会				
常勤監査役	本 間	忠	男	Ⓜ	
常勤監査役	二本松		壽	Ⓜ	
社外監査役	原	秋	彦	Ⓜ	
社外監査役	藤 本		聡	Ⓜ	

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、企業体質の強化ならびに今後の事業展開などを勘案するとともに株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を考慮の上、普通配当として1株につき85円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金85円 総額506,714,155円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役のうち本間忠男、二本松壽の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>二本松 壽 (1950年7月10日生)</p>	<p>1974年5月 当社入社</p> <p>2003年3月 当社経理部長</p> <p>2005年6月 当社執行役員経理・情報部門統括部長</p> <p>2009年4月 当社執行役員FF・菓子事業部統括部長</p> <p>2009年6月 当社取締役兼執行役員FF・菓子事業部統括部長</p> <p>2011年6月 当社取締役兼常務執行役員FF・菓子事業部担当 食品事業部管掌</p> <p>2012年6月 当社取締役兼常務執行役員FF事業部担当 食品事業部管掌</p> <p>2013年6月 当社取締役兼常務執行役員管理本部統括 (CSR推進部門、経理・情報部門担当)</p> <p>2016年4月 当社取締役兼常務執行役員管理本部統括 (総務・人事部門、経理・情報部門担当)</p> <p>2017年6月 当社常勤監査役</p> <p>現在に至る</p>	7,800株
<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>二本松壽氏は、当社の営業部門および経理・情報部門における豊富な経験と実績を有しており、取締役兼常務執行役員管理本部統括等を経て、2017年6月より当社監査役を務めており、引き続き適切な監査を行えると判断して、選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>新任</p> <p>小田川 聡 (1960年12月22日生)</p>	<p>1984年4月 当社入社</p> <p>2007年3月 当社FF事業マーケティング部部长</p> <p>2013年6月 当社執行役員品質保証・研究開発部門統括部長</p> <p>2015年6月 当社執行役員菓子事業部統括部長</p> <p>2016年4月 当社執行役員菓子事業部統括部長兼菓子事業マーケティング部長</p> <p>2017年4月 当社執行役員全社業務特命担当</p> <p>2018年7月 当社執行役員品質保証・研究開発部門統括部長</p> <p>2019年6月 当社執行役員品質保証室統括室長兼CPA業務担当</p> <p>2020年4月 当社執行役員品質保証室統括室長</p> <p>現在に至る</p>	3,200株
<p>(監査役候補者とした理由)</p> <p>小田川聡氏は、当社の営業部門および品質保証・研究開発部門における豊富な経験と実績を有しており、FF事業マーケティング部長を経て、2013年6月より執行役員品質保証・研究開発部門統括部長等を務めております。当社の経営に関して幅広い見識を有しており、客観的な見地から適切な監査を行えると判断して、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初2007年12月25日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では2017年6月29日開催の当社第96回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続（以下「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

係る検討の結果、2020年5月21日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定しましたのでお諮りするものであります。

本プランは、形式的な語句の修正や文言の整理等のほか、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上の観点から、主に以下の点を変更しております。

- ・大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の類型の一部を削除し、いわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しました。

1. 承認の対象となる本プランの内容

(1) 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを本プランとして継続することとしました。

(2) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、係る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。以下同じとします。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同じとします。

(3) 独立委員会の設置

大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会委員の氏名、略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、

実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

(4) 大規模買付ルールの概要

ア. 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (ア) 大規模買付者の名称、住所
- (イ) 設立準拠法
- (ウ) 代表者の氏名
- (エ) 国内連絡先
- (オ) 提案する大規模買付行為の概要
- (カ) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

イ. 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、前記(4)ア.(ア)～(カ)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面の記載に従い、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (ア) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その他構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (イ) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- (ウ) 大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (エ) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (オ) 大規模買付行為の完了後に想定している当社の役員構成(候補者の氏名および略歴、就任に関する候補者の内諾の有無ならびに当社と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

(カ) 大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社との関係に関する変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、前記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会および独立委員会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限（最初に必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、その旨を公表します。

また、当社取締役会が必要情報の追加の提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（4）ウ. の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

ウ. 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

ア. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを順守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとします。

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示する等、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(ア)から(オ)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、前記(5)ア.で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (ア) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (イ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (ウ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (エ) 当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券、高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (オ) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合

ウ. 取締役会の決議および株主総会の開催

当社取締役会は、前記（５）ア、またはイ、において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙３に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、かつその必要性・相当性について株主の意思を確認することが適切と判断し、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、独立委員会の勧告、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。具体的には、当該株主総会において、対応措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、株主総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示します。

エ. 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、前記（４）ア. に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。株主検討期間を設ける場合は、前記（４）ア. に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。そして、大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

オ. 対抗措置発動の停止等について

前記（５）ウ. に従って、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

（６）本プラン適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2023年6月30日までに開催予定の当社第102回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、係る新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

2. 補足説明

本プランの内容は、前記1.に記載のとおりですが、株主の皆様にも与える影響等ならびに本プランの合理性については以下のとおりです。

(1) 本プランが株主の皆様にも与える影響等

ア. 大規模買付ルールが株主の皆様にも与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切にご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様にも利益に資するものと考えております。

なお、前記1. (5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

イ. 対抗措置発動時に株主の皆様にも与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合または大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらす等、当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることが決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当期日において株主名簿に登録されている株主の皆様には対価の払込み等を要することなく、その保有する株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、当社が当該新株予約権の取得の手続をとることを決定した

場合、株主の皆様（大規模買付ルールを順守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

（2）本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっています。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、前記1.（1）に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ウ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

エ. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、前記1.（5）に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重することで、当社の

企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されています。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は2年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしていません。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙2)

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き、以下の5名を予定しております。

中村 直人 (なかむら なおと)

略 歴

- 1985年 4月 弁護士登録、森綜合法律事務所所属
- 1998年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー
- 2003年 2月 中村直人法律事務所 (現中村・角田・松本法律事務所)
パートナー<現在に至る>
- 2003年 3月 株式会社アサヒビール監査役 (非常勤)
- 2004年 6月 エーザイ株式会社取締役 (非常勤)
- 2006年 6月 三井物産株式会社監査役(非常勤)
- 2011年 6月 株式会社リクルートホールディングス監査役 (非常勤)

中山 弘子 (なかやま ひろこ)

略 歴

- 1967年 4月 東京都入都
 - 1999年 6月 同人事委員会事務局長
 - 2001年 7月 同監査事務局長
 - 2002年11月 新宿区長
 - 2007年 6月 東京エコサービス株式会社取締役社長 (代表取締役)
 - 2015年 6月 小田急電鉄株式会社取締役 (非常勤) <現在に至る>
 - 2016年 4月 特別区人事委員会委員長<現在に至る>
 - 2016年 6月 当社取締役 (非常勤) <現在に至る>
 - 2019年 3月 株式会社東急レクリエーション取締役 (非常勤) <現在に至る>
- ※中山弘子氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

山本 光介 (やまもと みつすけ)

略 歴

- 1972年 4月 株式会社富士銀行入行
- 2001年 6月 同行 執行役員支店部長
- 2002年 5月 芙蓉総合リース株式会社専務執行役員
- 2002年 6月 同社 専務取締役
- 2004年 4月 ユーシーカード株式会社専務取締役
- 2005年 6月 同社 代表取締役副社長
- 2005年10月 同社 代表取締役社長

2006年 1月 株式会社クレディセゾン常務取締役
2010年 6月 株式会社アヴァンティスタッフ代表取締役社長
2010年 6月 当社監査役（非常勤）
2017年 6月 当社取締役（非常勤）〈現在に至る〉
※山本光介氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。

原 秋彦（はら あきひこ）

略 歴

1980年 4月 弁護士登録、林田柳原柏木法律事務所所属
1985年 5月 米国ニューヨーク州 弁護士登録
1985年 9月 森綜合法律事務所参加
1992年 7月 三井安田法律事務所参加
1994年 6月 当社監査役（非常勤）〈現在に至る〉
2004年 2月 日比谷パーク法律事務所参加〈現在に至る〉
2011年 6月 盟和産業株式会社監査役（非常勤）
2012年 6月 公益財団法人日本サッカー協会監事
2013年 6月 盟和産業株式会社取締役（非常勤）〈現在に至る〉
※原 秋彦氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

藤本 聡（ふじもと さとし）

略 歴

1980年 4月 株式会社富士銀行入行
2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行大手町営業第七部次長
2008年 4月 同行 執行役員営業第二部長
2010年 4月 同行 常務執行役員営業担当役員
2012年 3月 東京建物株式会社常務取締役
2013年 3月 株式会社みずほコーポレート銀行理事
2013年 6月 シャープ株式会社取締役常務執行役員
2015年 6月 芙蓉オートリース株式会社監査役（非常勤）〈現在に至る〉
2015年 8月 ファーストコーポレーション株式会社取締役（非常勤）〈現在に至る〉
2017年 6月 安田倉庫株式会社監査役（非常勤）〈現在に至る〉
2017年 6月 当社監査役（非常勤）〈現在に至る〉
※藤本 聡氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役中山弘子、山本光介の両氏および社外監査役原 秋彦、藤本 聡の両氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

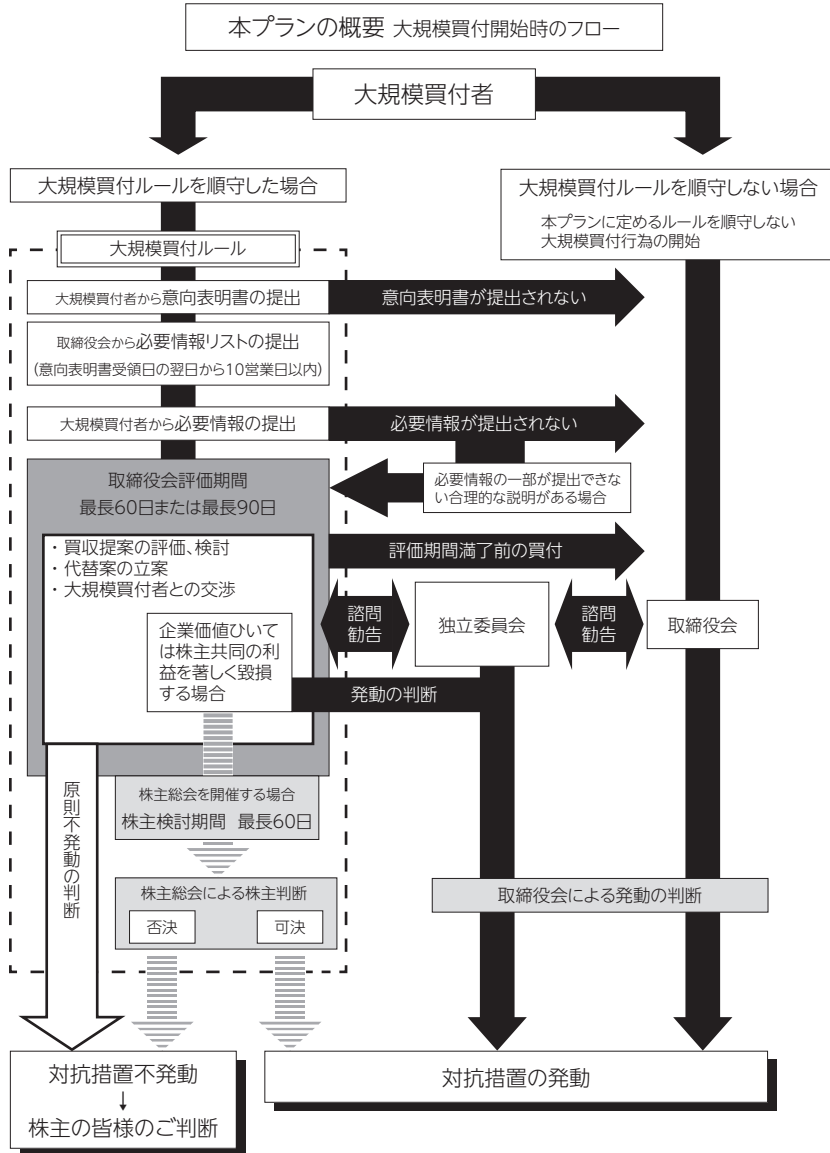
以 上

(別紙3)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割当で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、前記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上



(注)本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

新型コロナウイルス 感染防止に向けて

株主の皆様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご留意いただき、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願いいたします。
- ・特に高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会への来場について慎重なご判断をお願いいたします。
- ・議決権行使書を郵送することでも、株主総会における議決権は行使可能です。郵送による事前の行使をご検討くださいますようお願いいたします。
- ・ご来場の際は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。
- ・本年度につきましては、接触感染リスクを減らすため、お土産、会場でのお茶菓子の提供は取りやめさせていただきます。ご理解賜りますようお願いいたします。

第99回定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル 3階コスモスホール
電話03 - 3265 - 8211



※当日御来場の際は、「プリンス通り側」の入口を御利用ください。

交通機関のご案内

東京メトロ 有楽町線「麹町駅」麹町方面出口1より徒歩4分
→出口1は、エレベーターが設置されています。

東京メトロ 南北線「永田町駅」
紀尾井町方面出口9a出口9bより徒歩3分
→出口9aは、エスカレーターが設置されています。
出口9bは、地上まで長い階段があります。

東京メトロ 有楽町線、半蔵門線「永田町駅」出口5より徒歩4分
→出口5は、エスカレーターが設置されています。

「永田町駅」から会場への途中に坂があります。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。